

地域子ども・子育て支援事業(13事業)について

条文 (子ども・子育て支援法第59条)	事項	宗像市における事業名 ※平成25年8月現在	備考
一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業	利用者支援に関する事業		※新規 例：保育コンシェルジュ
二 支給認定保護者であって、その支給認定子ども(第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。)が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯(当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育(特定教育・保育(保育に限る。)、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。))の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。)以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。)を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業	時間外保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所の延長保育 (11園) ・認可保育所の休日保育 (1園) 	
三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの(以下この号において「特定支給認定保護者」という。)に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下この号において「特定教育・保育等」という。)を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業			※新規 例：就学援助の未就学児版
四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業			※新規
五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育事業 (離島を除く全小学校) 	
六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て短期支援事業 (ショートステイ) 	
七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業	乳幼児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問 ・こんにちは赤ちゃん訪問 	
八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・養育支援訪問 ・要保護児童対策地域協議会 	
九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター「ふらっこ」 	
十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所の一時的預かり (7園) 	
十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業	病児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・病後児保育事業 (すくすくくらぶ) 	
十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業	子育て援助活動支援事業		例：ファミリー・サポート・センター
十三 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦に対して健康診査を実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診補助事業 	